

所得税から住民税への税源移譲に伴う措置

★所得税の住宅ローン控除に係る調整（住宅ローン減税）

税源移譲によって所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなる場合は、平成11年から平成18年までに入居された方に限り、今まで所得税額から控除されていた分について申告に基づき平成20年度分以降の住民税の所得割から控除する措置です。

1、対象になるケースとは？

次の①又は②に該当する方

- ① 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

2、控除額の計算方法は？

$$\text{住宅ローン控除額} = \begin{array}{|l} \text{次の①、②のいずれか小さい額} \\ \text{① 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額} \\ \text{② 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額} \\ \text{（住宅ローン控除前）} \end{array} - \begin{array}{|l} \text{税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額} \\ \text{（住宅ローン控除前）} \end{array}$$

3、申告期間は？

適用を受けようとする年度ごとに毎年3月15日まで（平成20年は3月17日）までに提出してください。

- ① 所得税の確定申告をされる方・・・税務署に所得税の確定申告書とともに「税額控除申告書」を提出してください。
- ② 所得税の確定申告をされない方・・・1月1日現在お住まいの市町村へ「税額控除申告書」を源泉徴収票を添付して提出してください。

※申請に基づく減額措置ですので、申請を忘れないようにご注意ください！

★年度間の所得変動に伴う調整（減額）措置について（平成20年度のみ適用）

平成18年に所得税が課税されていた方が、退職等の理由により、平成19年には所得税が課税されなくなった場合、平成19年度分の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が増えた分を、平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

このため、このような方に対して、平成19年度分の住民税を税源移譲前の住民税額まで減

額する調整措置が設けられました。

対象になるケースとは？

次の①及び②を同時に満たす方

- ① 平成19年度住民税の課税所得金額>所得税との人的控除額の差の合計額
(申告分離課税分を除く)
- ②平成20年度住民税の課税所得金額≤所得税との人的控除額の差の合計額
(申告分離課税分を含む)

2、減額(還付)計算の方法は？

減額される額 = {平成19年度住民税の課税所得金額×税率(税源移譲後) - 調整控除}
- {平成19年度住民税の課税所得金額×税率(税源移譲前)}

3、申告期間は？

平成19年1月1日現在の住所地の市町村に「減額申告書」を提出してください。

申告期間は、平成20年7月1日～平成20年7月31日です。

※申請に基づく減額(還付)措置ですので、申請を忘れないようにご注意ください!

お問い合わせ

住民課 税制グループ